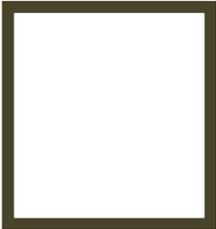


十日町市

自治基本条例・市民勉強会



<当日のプログラム>

時間	内容
	●開会
60分	●講義：「自治基本条例・市民勉強会」 ・これからのまちづくりと自治基本条例 ＜講師＞明治大学 政治経済学部 教授 牛山 久仁彦 氏
20分	●意見交換 会場と講師との意見交換
	●閉会

主 催：十日町市

問合せ：十日町市総務部企画政策課協働推進係

☎：025-757-3693 / FAX：025-752-4635

E-mail：t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

これからのまちづくりと自治基本条例

<講師>



明治大学 政治経済学部 教授

うしやま くにひこ

牛山 久仁彦 氏

<プロフィール>

- 昭和 36 年 長野県諏訪市生まれ。
- 中央大学法学部を卒業後、明治大学大学院、愛知大学法学部助教授を経て、現職。
- 専門分野は、行政学、地方自治論、自治体経営論および地域政治論。
- 日本行政学会理事、日本地方自治学会理事、全国町村議長会議会のあり方研究会委員、東京の自治のあり方研究会委員、神奈川県相模原市政策アドバイザーなどを務める。
- 著書に「分権時代の地方自治」（編著）、「広域行政と自治体経営」（編著）など多数。

これからのまちづくりと自治基本条例

牛山久仁彦
(明治大学)

1. はじめに

地方分権改革の意義と課題

○自治体の自己決定・自己責任

○求められる地域の力

☆地方自治とは、本来いかなるものかという確認

2. まちづくりのルールを定めることの意義

なぜ、自治基本条例を制定するのか → 自治体における基本的なルール
を地域で決める

○自治体行政の見直しとその視点の提示、市民参加・協働の位置づけ

3. 「自治基本条例」の制定状況

「自治基本条例」の形態はさまざま — まちづくり条例、行政基本条例
市民参加条例、議会基本条例 など

全国の200近い自治体で制定

4. 重要な制定プロセス

どのようにして条例を制定するのか … 市民・議会・行政の合意で
広範な合意形成がなければ無意味

「立派な」条例なら簡単につくれる? 「十日町市らしさ」

市民・行政の自治意識・制度整備の状況

5. 地方分権で変わる自治体

自治基本条例はたんなる「理念条例」か? 議会・行政のあり方の見直し
条例の見直し、組織の見直し

○市民の意識改革 — 行政とのスタンスの取り方

6. 議会にとっても重要な意味

とおかまち流まちづくりの条例 を考える会メンバー募集！！



「とおかまち流まちづくりの条例を考える会」市民メンバーを募集します。

地域の課題は、地域で考え、地域の責任と判断で解決していくことが、まちづくりの基本です。まちづくりを進めるうえでの考え方やルールを明文化したものに、自治体の憲法ともいわれる「自治基本条例」があります。

この「自治基本条例」の策定のために、その素案づくりや市民みんなが共有するための方法を具体的に検討し活動する市民メンバーを募集します。

十日町市の将来を描くため、自治基本条例の策定に向けた取組みにぜひご参加ください！！

【とおかまち流まちづくりの条例を考える会・募集要項】

対 象：十日町市にお住まいで、まちづくりの条例づくりに興味のある人（年齢制限なし）。

活動内容：①自治基本条例の素案を作成すること

②自治基本条例が市民みんなのルールとして共有されるために情報発信に関すること

募集人数：10人程度 ※構成員は次の35人です。

（内訳：公募市民10人程度、地域・団体枠10人程度、市職員5人程度）

任 期：平成23年12月から（仮称）自治基本条例の素案を十日町市長に提出する日まで

応募方法：次の内容を明記のうえ、直接・郵送・FAX・電子メールのいずれかで提出。

①住所②氏名③生年月日④電話番号⑤応募しようと思った動機をまとめたもの

応募締切：平成23年11月25日（金）

ご応募・お問合せ先

十日町市役所 企画政策課協働推進係

【住所】〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

【電話】025-757-3693（直通）／【FAX】025-752-4635／【Eメール】t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp